**平成２８年度第２回大阪府障がい者自立支援協議会**

**地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループ**

日　時：平成２８年7月２８日（木）午後２時～

場　所： ホテルプリムローズ大阪　２階　羽衣

○事務局　ただ今から、「平成２８年度第２回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会　基盤整備促進ワーキンググループ」を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。私は司会進行を務めます松川でございます。よろしくお願いします。

　まず、最初に配付資料の確認をさせていただきます。

資料１「第４期障がい者福祉計画の目標を達成するために市町村が取り組むこと」

資料２「地域生活支援拠点等の整備の進め方」

資料３「体制整備イメージ図」

資料４「個別方策について」

参考資料１「収支シミュレーション」

参考資料２「圏域（市町村）別データ≪高齢分野入り≫」

　ということで、資料をご用意させていただいております。足りないものはございませんでしょうか。

　次に、会議の成立についてご報告いたします。基盤整備促進ワーキンググループ運営要綱第５条第２項にワーキンググループは、ワーキンググループ委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定しております。本日は６名のご出席がございますので、会議が有効に成立していることを委員会にご報告いたします。

　なお、当要綱第８条の規定により、本ワーキンググループは原則公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただきます場合には一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくことになりますので、プライバシーに関するご意見をされる場合は、お申し出いただきますようお願いいたします。

　また、議事録等作成のため録音させていただきますので、あらかじめご了承願います。

　それでは、これからの議事進行につきましては、ワーキンググループ長にお願いいたします。

○ＷＧ長　はい。それでは、お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。平成２８年度第２回のワーキンググループということなのですが、本日は、ご覧いただきますように具体的なイメージ図等もつけております。

要はワーキングですので、本当に自由な意見交換をしていきたいと思います。また、事務局も遠慮なさらずに輪を囲むような形で、われわれは本当にきれいな報告書をつくるために集まっているのではなく、つたなくてもいいから動くものをつくりたい。動かせていきたいというのは誰もが思っていることだと思いますし、また、このようなものをつくっていくということが、先ほど黙とうさせていただきましたが、お亡くなりになられた方々に対して、遠いところからではありますが、一つの恩返しと申しますか、私たちにできるせめてものことであると思いますので、今日は、本当にできるものはできる、できないものはできないというような自由な意見交換をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、時間の関係もございますので、議題に移りたいと思います。本日は、主要な議題として２点、それから、その他となっておりますが、１つずつ進めていきたいと思います。

まず、１点目の「地域生活支援拠点等の整備の進め方について」ということでございますが、ひとまず事務局からご説明いただけますでしょうか。

○事務局　事務局から説明させていただきます。議題（１）につきましては、資料１から３にわたりまして進めていただければと思います。

　まず、資料１をご覧ください。第１回基盤ワーキングでは、「地域生活支援拠点等を整備した」とはどのような状況を指すのかについて、事務局（案）を提示しご審議いただきました。それが資料１の上段の枠の中にあります。

それから、ご審議いただいた内容を反映したものが、下の枠囲みに書かせていただいております。変更した部分に下線を引いておりますが、ここで市町村にお伝えしたい意図としましては、地域生活支援拠点等の整備につきましては、何か箱モノをつくったら終わりではなく、また、ネットワークを結んだら終わりというわけでもございません。障がい者のニーズや制度の変化・変更に伴い、長期間にわたって検討し続けなければならないもので、特に重度化・高齢化を見据えた体制整備は計画的に実行されなければなりません。

ですから、第４期障がい福祉計画期間中に完璧に整えられる市町村は少ない、またはゼロだと思っておりますので、第４期障がい福祉計画期間中において、きちんと長期的な計画を立てた上で、その計画のどの部分を整備したのかを明らかにしたことをもって、第４期障がい福祉計画の目標を達成したと見なすものと大阪府としては考えております。

また、市町村がこの案を受けて具体的にどのように進めていくのかは、資料２にまとめさせていただきました。資料２をご覧ください。

５項目に分けさせていただきましたが、１つ目の項目、「どのような場で協議するか」ですが、自立支援協議会等と表現いたしましたが、市町村におかれましては、それぞれ違った位置づけの会議や名称もございますので、自立支援協議会に限定するのではなく、外部の委員を含めて構成される検討の場という意味で“等”とういう表現にしております。特にここで強調したいのは、当事者の声でございます。協議の場でしっかり当事者の声が反映されるよう、市町村に働きかけたいと思っております。

２つ目の項目につきましては、ニーズやサービス提供体制をどのように把握するかです。基本的には、既存の調査や既に市町村が保有されている情報を基に協議の場で議論いただき、必要であれば別途調査をしていただければと思っております。個別の調査（案）としまして、居宅にお住まいの方、特に高齢障がい者の方、施設入所者の方の、地域生活の継続の希望や施設を退所して地域で暮らしたい等の意向調査などがあるかと思います。

３つ目の項目といたしまして、どのような体制整備をすればよいか。資料３にもございます体制整備イメージ図を参考に、一番小さな生活圏域単位や市町村単位、また青壮年期や高齢期にわたってどのような体制が必要か、協議会等で議論していただきたいと思います。

その上で当該圏域のみでは対応できない機能については、他の市町村等、圏域外との協議も必要となると思います。

４つ目といたしまして、拠点の範囲・規模についてです。第４期障がい福祉計画期間中に市町村または圏域に１カ所整備すると目標に掲げております。第１回基盤ワーキングでも、小中学校区に１つは必要でありますとか、１カ所では足りないとのご意見もいただきました。先ほどお伝えしたニーズやサービス提供体制を把握して、資料３のような圏域の体制整備を協議会等で描いた上で、規模・範囲を決めていただきたいと思います。

５つ目の項目は、何をもって整備したのかというところですが、先ほども資料１でお話ししましたが、長期的な計画を立てた上で、何に着手したのかを明らかにしたことをもって、この計画期間中は整備したと見なしたいと思います。例えば、緊急時の対応のために５床を確保した、コーディネーター配置のための予算を確保したなど、何か計画を立てた中で具体的に地域生活支援拠点に関わることを行ったことで、着手したものと見なせると考えております。

資料３をご覧ください。体制整備のイメージ図でございます。大きくは、青壮期と高齢期に分けております。と言いますのは、地域生活支援拠点は、重度化・高齢化を見据えた体制整備ということですので、まず、高齢期のほうなのですが、介護保険サービスとの連携も考えておかなければいけないと思いますので、それらとの連携を含めた絵になっております。

青壮年期のほうを見ていただきますと、生活介護系などと書かせていただいておりますが、やはり重度化を見据えますと、日中活動としては生活介護が考えられるかということで書かせていただいております。この中で、一番小さな体制の単位としましては、この日中活動圏域です。概ね中学校区域ぐらいが小さな単位かと考えます。

このような単位が地域の中でいくつかありまして、その小さな生活単位を超えて対応しなければいけないのは、例えば緊急の対応になるかと思いますが、地域での対応となりますと、この短期入所の事業所と書かせていただいておりますが、そのような対応になるかと思います。

　さらに高度専門領域や、市町村圏域を超えた部分になりますと、さらに大きな圏域での対応も必要かと思います。ただ、この資料３といいますのは、到達目標であり計画を立てる際には、資料３のように、全体の状況を見据えた計画を立てていただいて、第４期計画期間中に全体の体制整備のどの部分を整備するのか着手するのかというところを、明らかにしていただきたいと考えております。

　以上、市町村が地域生活支援拠点等の整備を行うにあたって、資料1から３を参考にしていただきながら進めていただきたいと考えております。委員の皆様方には、この内容について、ご審議いただきたいと思います。

○ＷＧ長　はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。資料３の考え方は、我々の生活が、地域生活のときは町内の自治会ですし、仕事に行くときにはそうではないという。当たり前に我々は複数の圏域を持っていますので、障がいがあっても活動される内容によって複数の圏域があって当たり前だということが資料３だと思います。

　それともう１つは、ある障がいのある方がいらっしゃって、それを生活介護の短期入所で受け止めていくにしても、これまでだと、例えば一つの短期入所の事業所で一つの生活介護の事業所という考え方だと思いますが、短期入所というのは、通常の利用ではなく緊急という場合には、１カ所が詰まっていれば終わってしまうという場合には、当然、事業所群という形で受け止めてもらって、それをもって対応していく。そのようにしていきますと。

よく問題になってきますのが、一見さんは受けられないという問題は、そもそもあり得ないという考え方なのです。必ず複数の方がその方の状況を１回は見たことがあるというような、非常に腰の強い体制を取っていってはどうかというのが、たぶんこの資料３だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員　資料１、２のほうは進め方の部分で、やはり一番の部分は３だと思います。３をするにあたって２の部分も絡むのですが、そこは地域ニーズがどこまであってということは、地域によって少し違う部分があるのかなということがありますので、ここで基本的な部分で押さえなければいけないところが何なのかということが、一番大事なのかと思います。

それを考えたときに、地域拠点というイメージを、ここではまずしっかり持っておかなければいけない。地域拠点では何が必要なのかという。それは国が５つの部分を示していましたが、それでいくのか少しそこは初めに確認した上で、この中身の部分に入っていくのがいいのかと思いますが、その辺のイメージはどのようなイメージですか。それも地域によってバラバラでもいいという形ですか。

○事務局　そうですね。国が示した５つの機能はあくまで例示なので、大事なのは、今、委員のおっしゃったまず地域のニーズ、サービス提供体制は今どうなのかというところだと思います。これはあくまでイメージ図として示したのですが、まずそこを把握した上で、自分たちの地域で何が必要なのかというところを、協議の場で考えていってほしい。あまり先に形を示してしまうとそこにとらわれてしまうのかということもあります。

○ＷＧ長　そのためにもここの進め方、資料２の中で大阪府が強調しているのは、「とにかく把握してください」であると思います。そのようになりますと、各事業所で把握している生活状況もありますが、やはり回り回ってきますと相談支援、あるいは行政の窓口が支給決定を行ったり、あるいは相談の計画を立てている方々のニーズをどこまで把握して、どこまで本音で挙げていけるかにかかっているのかという気はします。

○委員　といいますと、まず、一番、ここの資料２のニーズ把握の部分がしっかりどのようにしていくのかというところを、しっかりここで議論したほうが。

○ＷＧ長　そうですね。この進め方として示されているニーズを、いわゆるアンケートの量的な調査だけにとどまらず、行政サイドとして、質的な部分も含めて把握していくのかだと思います。

○委員　青壮年期の資料３の、このグループホームの話なのですが、少し気になりますのが、やはり相談支援事業所です。この１つだけに一括りになっているといいますか、相談支援事業はいくつもあって、生活相談するところと委託や、基幹などの中で、そこが一つにまとまっていなければ、結局バラバラだと思います。その中で基幹相談の部分がきちんと核になりますとか、何かそこがなければ、いくらショートの事業所等がいくつかあったとしても、それをコーディネートといいますか、きちんと把握できているところ、まず、そこはどこなのかということが一番気になるところです。

○ＷＧ長　それは、そうですね。

○委員　基幹相談があったほうがいいかと思いますが。

○ＷＧ長　たぶんこれとは別に、相談支援の方々が、例えば階層化されたりしていて、それらのピースを全部つなぎ合わせると、実はその市の障がいのある方の生活状況の部分、ここはこのように受けているのだということが分かればいいなと。おそらくこれは資料３の真ん中の下に「関係（案）」という表があります。資料３の下に、日中活動圏域を核とした場合のというものです。要はこれがありますというのは一つの考え方だと思います。

見方なのですが、例えばＡの事業所には、例えばaの生活圏域で暮らしておられるＡ１さんとＡ２さんがいます。その方々の相談支援をやっているのは、Ｘという事業所です。Ａ１さんは、訪問の事業所はＬの事業所を使っています。就労系は使っていません。短期入所は、いざとなった場合はＳＴＵＶの短期入所があり受けてくれますとかいうものを、いわゆるピースをつなぎ合わせていったときに、しっかり把握できているということが必要かと思います。

　それを束ねるのは、ひょっとすると基幹相談なのかもしれませんし、あるいは各地域に２つくらい相談事業所があれば、そこが話し合いながらしっかりとその地域の障がい者の地域生活を支援していくというイメージなのかと思います。

○委員　地域生活で、その拠点事業に相談支援事業所の意識みたいなものが、どのような感じなのかと。拠点をやりますと言ったときに、自分たちが核になるんだみたいな、そのようなことはあるのかという。

○ＷＧ長　結局、裏を返せば、その人たち自身が、それとこの整備を全体的に統括する行政が、本気でこれをやりますと言えば動き出すかもしれない。しかし、「そのようなことまでは」と言ってしまえば、できませんという話になります。でも、どこが中心になっていくのかといえば、例えば生活介護事業所がキーになれるのかと考えていけば、やはり相談支援事業がこのような部分の伴走支援をやらなければどこがやるのですかということだと思います。

　大阪府の中の事業所がどのようなスタンスなのかということは、やはりどこかで明確にしていくべきという気はします。その辺はどのようになっていますか。

○委員　吹田で地域拠点はつくりました。それがすべてできるわけではないというところの中で、暮らしのことで今おっしゃったように、やはり重要なのは相談機能がどこまで浸透して、本当に何かあったときにすぐに相談にのってもらえると思っているのかどうかというところになってくると思います。

吹田の中で図に書いたのですが、中心はやはり基幹相談だということの位置づけで、今は委託相談と計画相談がごっちゃになっていて、どちらもしんどいという話になっていまして、そこの整理をしていきましょうという話を今はしています。そこの核になるのは基幹相談であり、計画にのらないもっといろいろな相談の部分についてはやはり委託相談が受けて、計画にのるようなところを計画相談という位置づけで構成していけないのか、そこで拾えない部分がまだいろいろ出てきます。

そこについては、何か新しい機能を持たせるような形で、特に精神の方たちが集って、なかなか自分ではニーズを言えないという人たちが言えるような場所というくらい、なかなかニーズというものが把握できていないと思っているのです。

もっと本当はぶらっと相談できれば良いのですが、もっといろいろなニーズがあるという部分を引き出す機能というものが今はない。それが「プラットホーム」と言い方をしていたかと思います。とにかく少し集えて、その集える場所で少しした話の中でこのようなこともできるのだということが分かってくるということが、相談機能の終着点にしたいと言っているのです。

相談機能としては、もう一つ緊急対応というものがあります。これは別次元で出てくる。これが拠点施設の機能という形で、拠点でやるところは、やはりそのようなところを受ける。

そのときにおっしゃったようにネットワークが必要なのです。ショートステイの空いている枠を知るであるとか、それが何事業所かあり、そこは拠点機能の相談支援の部分を持っている情報があり、それで何かのときにはそこのネットワークの中で動けるということで、そこのネットワークをするコーディネーターというのは、このような機能の中ではないので、市の単費で何とかできないかと言っているのと、あとショートの枠を空けておく必要性がありますので、その枠も市のほうの単費でできないのかということを、今、拠点機能の中で持たせたいということで、とにかく相談が軸になるというところと、あとネットワークです。

○ＷＧ長　むしろ計画相談というよりは委託の部分ですね。

○委員　そうです。委託が大事です。

○ＷＧ長　兵庫県でしたら、本当にこれだけの広大な面積と人口に１カ所の基幹相談、つまり委託の部分だけでまかなえるはずはないでしょうみたいなところはあります。ですから、大阪府下の市町村の規模によりますが、１カ所の委託でいけるのならそれもオッケーですが、ニーズを把握してしっかりとやろうと思えば、当然のこととして複数の委託相談が必要であるということも含めて、計画に書き込んでいかなければいけないはずです。

○事務局　先ほどの委員のご質問に事務局は答えなかったのですが、拠点をどのように考えるのか、国が言っている５つのうちフルスペックなければ拠点と言わないのか。それとも選択でも構わないのか。

今、委員の言われたとおりなのですが、私どもとしては、最低２４時間の相談と緊急時の対応、それはショートも含めて、その２つは最低具備しなければ拠点とは呼べないのではないかと考えています。あとは体験の場であるとか機会をつくることについては、そのようなものはあればいいというか、どんどんこのあとでも付加していけば事足りる機能であり、その２つは最低必要かと。あとの支援にも出てきますが、それに加えて高齢化・重度化に対応したグループホームの運営ができる体制に持っていきたい。その３つがあれば、何とか拠点というのは回るのではないかと、今、私ども事務局の考え方でございます。

○ＷＧ長　一つの案として、取りあえず最優先の部分として、その市内での各生活圏域単位ぐらいでの相談支援は必ず１００％満たしましょうとか、レスパイトとは別の緊急の枠としてのショートをこれだけ確保しておきましょうなど、それから高齢期の場合は、老人福祉施設や介護事業所とこのように連携していきましょう。今後、このように考えましょうみたいなものを示してほしいということはあってもいいかもしれません。

○事務局　相談機能が主な市内等に網羅されていて、やはりそこから２４時間対応の部分があり、２４時間の相談時における、あと対応ですね。対応できるものがそこにあるということが、機能としては絶対に必要だと思います。

○ＷＧ長　委員の発言に戻ってしまうのですが、相談が今、気になっていますが、今はひょっとして策定率は上がってきているかもしれませんが、私たち兵庫県の人間から見て、大阪の一番のネックは「相談が不十分」ということです。兵庫県はほぼ全市町、神戸、尼崎といったところは除いておいて、ほぼ１００％、児童も成人も計画相談はついています。

一方の大阪はセルフや代替、そのようなものは相談の率としてはカウントしてはならないものです。今の状況で、つまりセルフプランという丸投げ状態の自治体でこれが動かせるのか、相談の機能になれるのかといえば、正直無理です。なぜ３年の準備期間があり、しかもそこから１年を経過して、各市町の計画策定がこれだけ悪いのだろうと。

それは例えば府としての養成が間に合っていないのか、あるいは指定がどうなのか、それとも市町村としてセルフでいいや程度の認識しかなかったのか、そこは１回きちんと整理して、それぞれが責任を果たして、とにかくこれは、この基盤整備促進ワーキングの範ちゅうを超えますが、言い訳なく、例えば何年度末をもって９０％、あるいは９５％以上をつけていくということもこのワーキング外のところで進めていかなければ、たぶん、これはやっても動かないということは、ワーキングからの要望として出しても。

○事務局　結構です。私ども事務局でもやっております。相談所がきちんと機能している条件の上に立たなければ、拠点が絶対にワークしないのでというところを、ついこの間話をしたところなのです。相談支援事業所を拡充していく、定着率を上げるという所管の者が本WGに出席しております。

○ＷＧ長　ぜひこれ、大阪府、市町村、それから事業所が一体となって進めていただければと思います。

○事務局　相談支援事業所を増やすという課題に行政は何ができるのかというところを、もう一度考えなければ、いくら働いている事情であっても、採算ベースに乗らないことには絶対に事業所は手を出しませんので、となりますと報酬を何とか見直せと。それも具体的な事例を出して話をしなければ、厚労省は聞いてくれないのではないかということが、今のところの感想です。

そのような本当に今、経営されている相談支援事業所の経営の実態や、そのようなところに少しは入らせていただいて、調査なり何なりをした上で国に具体的な数字で言わなければ、たぶん反応は返ってこないと思いますので、そこは府庁の中で話はさせてもらっています。

○ＷＧ長　そのような計画相談をやりながら、委員のおっしゃるキーとなる委託という。いわゆるそれ以外の部分での相談コーディネートをどこにどのように任せていくのかということも、各市町村で絵を描いてみればどうかという気はしたのですが。今の状況ではなくて、相談支援がそのように機能するという前提でこれを見ていただくしかないのですが、ほか、いかがですか。

○委員　相談支援といいますと、たぶんここで出てくるのは、先ほども出ていた委託の相談と計画相談とはまた少し質が違うといいますか、中身なので、例えば事業所を増やさなければいけないというところでいえば、今、どんどん増えてはきていると思いますので、ただ、そこの計画はいわゆる受給者証を発行するための手続きの一つになっている。

それがゆゆしいとはいいませんが、その報酬的なところやモデル件数などを考えますと、そこまで普通の指定の相談支援事業所にコーディネート機能までできる余裕がない。そのようなことをしていれば、本当に事業所は成り立っていかないところがありますので、なかなか計画相談の件数が伸びていないというところの課題は課題としてありながら、たぶんここで出てきている議論の中の相談というのは、委託の相談のところという気はします。

　最初の何をもってとか、ニーズをどのように把握するのか、みたいなところはすごく難しいと思います。豊中でもこの８月から２４時間の施設を始めるのですが、２４時間の生活支援のサービスがもともとと豊中市にはなかったので、皆さん他市に行っておられるのです。豊中市の方で２４時間支援サービスの必要な方は、近隣の市などに行かれていますので、豊中市で支援サービスがあれば、そのようなところを使いたいという人がたくさんいらっしゃるという、ニーズ調査があったかどうかは知らないですが、そのようなことがあり、でも、やはり蓋を開けると、他市で２４時間型のサービスを使われている方が、豊中市にできたからといって豊中市に行こうという方はゼロなので、そこのニーズというのは把握がきっと難しいのだと思いました。

　高齢化や重度化に対してもグループホームをつくっていくということが、拠点の一つの仕事になっていますので、何が言いたいのかといえば、２４時間型の入所施設を今度開所するのですが、何か今、人々のニーズはといいますか、２４時間のサービスを求めていらっしゃるというよりは、生活支援の部分をもっと求めているような気がします。

実際に今、利用される方というのは、今の制度でいえば、日中活動と生活の部分が分かれていますので、施設入所支援の部分は使いたいけれども、日中活動についてはこれまで慣れ親しんだところに行きたいということなので、機能としては、結構グループホーム的な機能がニーズとしてはあるのかというところがあります。

　ですから、ニーズ調査というのは、そのときその時点で流れているところもありますし、しっかりやらなければ、これをつくったから大丈夫ということでもないのかと思います。

○ＷＧ長　それはおっしゃるとおりです。結局は、高齢も同じなのですが、ニーズ調査というのは、本当はもっと時間のかかるものですし、もっと本音を引き出すということが絶対必要だと思います。よくあります重心施設、親の会が必死で要望するのですが、いざできてみると、「いやいや、もう少しうちの子は家で」と言って、結果的に入所に結びつかないということと同じで、やはりどこでどのように暮らしたいかということをとことん掘り下げていくということが必要だと思います。その上での普段の活動はこの自治会で、事業所はここでというのは、しっかり把握していく必要があると思います。

　それは計画をかなり超えてしまうということもおっしゃるとおりなので、それで元に戻りますが、だったら委員のおっしゃるように、委託が十分機能するといいますか、そこに関係ないところにどれだけお金を突っ込めるのかというところになってくると思います。

○事務局　お手元の資料２で、ニーズ把握やサービス提供体制をどのように把握していくのかというところの説明が、もう少し深く説明を加えなければいけないということであれば、これを最終的なものとして市町村にまいて、バイブルとして拠点も検討してくださいということになりますので、もう少し掘り下げたほうがいいのではないか。そこはご指摘いただけたらと思います。

○ＷＧ長　補足という形で、今、委員のおっしゃられた、表面化のニーズで、実際には利用に結びつかないということがありますので、本当に丁寧にやってください的なことは、補足として書いておくべきかもしれませんね。

○委員　特に私は身体障がい者のほうなので、グループホーム等が、なかなかどこの施設でも進んでいないというのが、ほかの種別に比べると明らかになっています。あと相談については、何か報酬の部分が非常に、岸和田市は比較的やっているかと思いますが、やはり一生懸命やればやるほどなかなかイコール報酬が合ってこないみたいなところが現状ありますので、やはりその辺りも改善が必要かというところと、あと、先ほど先生方がおっしゃっている、地域の福祉ニーズが様々だというところですが、やはりある程度の形を示さなければ、動きが鈍るのではないかと感じました。

○ＷＧ長　ざっと見られて、例えばこの資料３の案というのは難しいですか。私は、逆にこれはどちらかといえば柔軟に取り組めるかなというイメージで見たのですが。何もこの圏域で、オールインワンで全部備える必要はなくて、この圏域にはこの機能、もう少し広い圏域にはこの機能というほうが柔軟かと思ったのですが、委員の皆さんはいかがですか。

○委員　この機能自体が、中にあるのは相談支援事業所になっているのは少し気になりますが、これが拠点なのかという。拠点機能で回していくということなのかと思いますが、今でも実際にこのようなことだと思います。周りには訪問事業所があり、短期入所施設があり、生活介護や日中の事業所があり、就労がありというところは、実際にありますので、これがうまくネットワーク化されていくことが拠点機能になっていくということを、もう少し明確に見えるようにしていくことが一番かと思います。

○ＷＧ長　これだと、あたかも相談支援事業所が拠点施設と誤解されかねない。この全体が拠点なのだということを、もう少し明確にということですね。

○委員　その中でやはり一番できていないのが２４時間相談の部分で、ここが先ほどもおっしゃったように、実際には、例えば親が本当に倒れた場合は、その利用者の人を家でみられないとなったときには、作業所に電話がかかってくるのです。それで作業所の職員が動いているということだと思います。そこの部分をもっとその手前で、もっと本当に家で面倒がみられないとか、いろいろ本当に大変なことがあるということは、家庭の中で処理していることと、今であれば作業所で処理をしてという。一番言いたいのは、要はニーズとして出てこないということです。

　このようなことができるのですと言ってあげなければ、ニーズとして出てこないですから。だからニーズの把握は非常に難しい。だからおっしゃるように拠点機能でこのようなことができますよということをある程度示さなければ、ニーズにはならないということはあると思います。

○ＷＧ長　例えばかつて高齢者の領域では、在宅介護支援センターというものが整備されていたときに、夕方以降は必ず母体である特養等に電話を転送されて対応するということを必須条件に、在宅介護を認めていったということがあったと思いますが、障がいの世界は、例えば相談支援事業が５時で職員がいなくなりますといったときの、夜の相談はどこかにつながります、みたいな、そのような体制はあまり一般的ではないのですか。

○委員　一応、相談支援事業所で２４時間相談と挙げているところは委託相談でもありますが、あまりそこに相談していないのは、だからずっと身近なところに相談していると。

○ＷＧ長　ああ、普段行っているところに。

○委員　実際、相談支援事業所に連絡しても動く体制ではないということは分かっていますので、そこの人たちがアウトリーチ型で動けるとなれば全然違うと思いますが。そのようなところではないですよね、委託相談は。

○ＷＧ長　このあとの議題になると思いますが。では、２４時間体制をどのように整備していくのかというところを。

○委員　整備した上でこのようなことができますということを言ってあげなければ、なかなか。

○ＷＧ長　そうですね。

○委員　今も携帯電話対応等で、２４時間窓口は開いていますとしなければ、地域移行とか地域定着ができないようになっているので、おそらく事業所的にはそのような対応はされていると思いますが、それは、例えば少し夜に困っていますということをかけてもいい電話だというアナウンスがされていませんので、よほどのことでなければその電話というのはかからないといいますか、お知らせしていても別に電話のところに貼ってあるような電話番号にはなっていないことが多いのでは、という気がします。

○ＷＧ長　何でもそうで、たぶん走り出してすぐに期待するような効果というのは、なかなか出にくいかもしれません。

○委員　それと今、言っていたみたいに、月曜から金曜まで毎日顔を会わせている生活介護の職員と、１カ月に１回ほどの「どうですか」の相談員と、どちらが関係性として近いのかと言われれば、毎日顔を会わせているほうが近いということになりますので、そこが「何かあれば電話をしてきてください」と言ってくださっていれば、やはりそこにつながってしまうということも分かります。

○ＷＧ長　たぶんそれでつながって、そこが今は全部消化してくれていますが、つながっている事実があるのであれば、それは大事にしておきたいと思います。

この問題は、今までそこで消化していたものをどこへつなげていって、どのように対応していくのかというときに、そのハブとして相談支援ががっちりと存在しますということがあれば、最初はダイレクトに相談支援には行かないかもしれませんが、長い年月かければ変わってくる可能性はあると。

だって我々、子どもでも今は何かあれば１１９番、１１０番ということは知っています。でも、あれは最初からそのようになっていたのかといえば、そのようではなかったかもしれないですが、今はもう常識になっています。やはりそれと同じような方向を目指していくことがベストかと思ったりします。

○委員　だから、この図が円になっているので、そのような事業所も含めてこの図の中にあり、いくつかの事業所とその方の相談支援事業所が連携できれば、一番良い形といいますか、良い方向に進んでいくという。

○ＷＧ長　そうですね。これをやっていこうと思うと、相談支援事業所が全部の事業所、例えばドアを叩いていってつくっていくのか。いやいやそれは違うでしょう、ということになってくると、旗振り役をどのようにしていくのかみたいになってくると思いますが。

○委員　今の話で、日中系の事業所を利用している人は、やはり本当の日常の事業所が一番頼りだと思います。地域定着をしているご本人であれば、やはり在宅や、就労している等いろいろだと思います。あるいは、そのような日常のサービスにつながっていない人も多いと思います。

だから、この生活介護事業所や就労事業等と同じように、いろいろなところが、自分たちの事業所なり、相談機能の定着なりということも、その拠点の中の一部でという感覚でもち、集約するところが欲しいということは、どうしても思います。

ただ、本当に集約するというのは、いろいろな情報をある程度持っていなければいけないと思います。やはり委託なり、各市に動いていただかなければ、できないだろうと。理想を掲げてこのようなことができれば、本当にいいとは思います。事業間の連携、もっと言ってみれば、本当に安心・安全な地域づくりみたいな。でも、いくら考えても、それを民間や一部の法人ではやはり難しいなというのが正直なところです。

○ＷＧ長　一つは、どこの事業所に最初のファーストタッチがあったとしても、やはりそこの事業所ができることとできないことがありますから、そこの事業所ができないときには、速やかに委託という事業所につないでいく。

その委託が、例えば夕方以降いらっしゃらないようであれば、電話転送した形での、そこも含めての委託相談支援の機能はこのように持ちますということは必要かもしれません。やはり委託というのは大事で、委託である以上、それは市の仕事を委託されているというこでありますから、個人情報も含めて、ほかの事業所も納得していただけるのかと思いますが。

○委員　今、おっしゃったように情報の集約点が必要なのです。そこでコーディネートする人も必要です。集約するだけではなく、コーディネーター役というのは、委託だけでそれが本当にできるのか。普通の委託相談支援事業所でやっていることで手一杯なので、その特別なものをする委託相談ということで位置づけてもらわなければならない。

やはりそこで一つその枠というものは、拠点機能というのは、そこの基地は必要だということは出したほうがいいかと思います。そこは、ここに書いてあるように相談支援事業所であるほうが、確かにいいかと思いますが。

○ＷＧ長　今の部分などが、若干、議題（２）ともかぶってきますので、いったん、ここで資料１から３の部分で、どうしてもここはという気になる点みたいなところは置いておいて、もう一度資料１から集約だけさせていただきたいのですが。おそらくこれは、２回目でここで大きな方向性が決まって、３回目にはこの親会に挙げていくことの確認をしていくということになりますから。

例えば資料１なのですが、事務局（案）を第１回ワーキングでもんだ上で、今回、出てきた６行のこの文章ですが、これで上げていくということについてはいかがですか。変更としては分かりやすいだとか、明らかにということなど、特に駄目ということはございませんか。どうしてもあとでやはりということがあれば、大阪府のほうに。では、いったんはこれでいきます。

資料２ですが、大きな棲み分けで、先ほど委員の分を補足と申し上げましたが、１から５、どのような場で協議するか、それで協議会等で、ただし、大阪府も説明いただきましたが、絶対に当事者を入れてほしいと。ここを強調してほしいということです。

２点目は、ここが議論になりましたが、ニーズ把握は本当に難しいです。けれども、それをしっかりとやってほしいということ。それから、体制整備ですが、重度化・高齢化を見据えてほしいということです。

規模については、地域の実情に、その実情がいわゆるニーズだということです。何をもって整備したかは、完成を言っていません。方向をびしっと決めて、とにかく第一歩でも着手してくださいということ。これを市町村にお示しするという資料２につきましても、現時点では概ねよろしいですか。はい。

資料３は、これは２４時間という議題に絡みますので､いったん、これは置いておいて、議題（２）を説明いただいた上で、これも併せて議論していきたいと思います。

では、すみません。司会の不手際で時間が過ぎていってしまっていますが、議題（２）です。これも事務局からご説明していただけますか。

○事務局　はい。議題（２）につきましては、地域生活支援拠点等のモデル整備（案）や個別方策についてということで、資料１に個別方策（案）としてまとめております。先ほど事務局からもありましたように、２４時間の相談体制と緊急時の利用を含めた対応、緊急対応です。それらの機能は、拠点において重要であろうと考えております。

　また、重度化・高齢化を見据えた体制整備ということで、その方々の住まい、グループホームはどのような体制が必要なのかというところで、いろいろな支援があればと思います。市町村におかれましても、先ほどご審議いただきました進め方をご理解いただいた上で進めていく中で、やはり何か具体的な方策がなければ話を進められないというご意見もいただいておりますので、ここでそのような案をいただければと思います。

　１段目の２４時間相談対応、先ほども委員の方からご意見をいただいておりますが、やはり集約するコーディネーターは必要だと思っております。機関としては基幹相談支援センターが一番として挙げられるのかと思っています。こちらの資料は平成２７年度の国のモデル事業の報告書が出たのですが、そちらからも記載しております。

　また、厚生労働省の特別研究事業の報告書の内容にも入れております。この複数法人からの出向というのは、モデル事業で報告されておりました。このようなやり方でもって人の確保をしておられたというケースです。

財源でいきますと、地域生活支援事業や個別給付の地域生着支援なども考えられますが、モデル事業を実施した市町にお伺いしますと、独自の予算を確保しましたということもおっしゃっていました。

手法でございますが、２４時間どのような体制を取るのかというところで、モデル事業として京都市などは登録制でされておりました。報告書の中では５６名の方に対して、事前にどのような対応が必要かということを調査されて、まず、緊急の対応を行う報告でありました。また、登録者以外でも必要な支援を行う、日中はコーディネーターがいるという要請もありまして、夜間は携帯電話転送で対応する事業所もありました。

課題としまして、やはり財源のところが課題になるかと思いまして、参考資料１に事務局でシミュレーションをつくりました。２４時間対応というところでは、厚生労働省が、平成２７年４月３０日の通知で、地域定着支援の積極的な活用をとありましたが、この給付金だけで２４時間の体制を取ろうとすれば、粗い試算ではございますが、条件２のところです。２３５人というところで、このような条件の下でようやくわずかながら黒字が出るというようなことで、ましてこの２３５人という方が、非常に非現実的な数字ではというところもありますので、この給付金のみでは難しいであろうと。しかしながら、どのような方策で、いろいろな知恵を出し合ってこのような体制が取れるのかということは考えていかなければいけないかと思っています。

緊急時の受入は、基本的には、機関としては短期入所事業所になるのかと思います。ただ、モデル事業では２つ目のポツで、市独自で確保したアパートを体験利用するという報告もありました。また、１回目のワーキングでは、３番目と５番目にありますように出向きショートといいますか、出向いていって対応するでありますとか、短期入所事業所に職員はいないのだけれども、支援者と一緒に来ていただければ受け入れますなど、そのような案もございました。

　財源となりますと、個別給付の短期入所サービス費か居宅介護・行動援護などの訪問系のサービスになってくるかと思います。この３つ目の当該市町村独自予算というのも、これは、厚生労働省科学特別研究事業の報告書で、滋賀県では独自に、このような予算で対応されているという報告もありました。

　手法でいきますと、緊急時の対応ということでは原則４８時間の対応とするでありますとか、１日の緊急対応が２名として連続最大一週間など、いろいろな条件を設定して、受け入れる場も対応する人も確保していくというような報告がありました。

　課題なのですが、こちらも参考資料１のシミュレーションで粗く試算をしてみたのですが、やはりこの定員の設定はあくまで計算しやすいために１２人としているのですが、また、稼働率のところも６０％くらいと聞いていますので、少し高めの設定となっております。このような条件があって、初めてこの給付費で黒字になるかというところなので、実際、緊急時にどれだけ来られるかも分かりませんので、やはりこのような部分は、別の何か財源的なサポートが必要なのかと思います。

　最後に、グループホームの重度化・高齢化を見据えた対応ということで、委員には、今、運営されている拠点の収支等の資料をいただきました。それを参考に、シミュレーションをさせていただきましたが、やはり重度化・高齢化対応となりますと、看護師の配置等も必須になってくるかと思います。

財源のほうは、個別給付費や市の独自予算です。１回目のワーキングでも触れられていましたが、吹田市では、市の独自予算で看護師の配置でありますとか、居宅介護の特定のほうでも柔軟に対応されていると聞いております。

　手法のところに少し具体的に書かせていただいたのですが、このような形で基幹支援の地域に対して補助を行っているということです。

　課題としましては、やはり区分６と５では非常に収支の差も大きくなりますので、その差を補填するためには、運営的には厳しくなってくるのではないかということは予想されております。このような課題をあげますと財源ばかりになりますので、なかなかしんどいとはいえ、何か個別的にも知恵を出し合ってできるものをやっていければと考えております。以上です。

○ＷＧ長　はい。ありがとうございました。先ほどのコーディネーターも含め、このような考え方でどうなのか。収支はこの形でどうなのか。でも、課題はこのようなことであるという説明だったのですが、これにつきましてはいかがですか。

○委員　この資料４の前提は、このような例があるということで出していく予定なのですか。これは一部だと思いますが、このようなやり方でやっているところもあるということですね。それを今、出していただいて、どのように論議していけばいいのですか。

○ＷＧ長　そうですね。例えばですが、最初の議論で２４時間、それで緊急ショート、それとグループホームということが、まず優先的であろうということがあり、その前提で２４時間というのは、例えば大阪府、あるいは府下の市町とすれば、このような体制が取れるのではないでしょうかというたたき台について、このような方法もありますという形でまとめることができればと思います。

○委員　本来なら、２４時間対応は登録制ではなくて、もともと誰でも受けられるということが一番だと思います。例えば堺が登録制でやっていると聞いたりしていますが、やはりそのようになりますと、かなり枠が狭くて、やれることも結局ショートの受入だけになっていますから、あまり相談はないと聞いています。

だからその辺が、このように書きますととても限定的になりますので、本来のニーズとは合っていない。私らの事業所としては、やはりどうしてもこのようにせざるを得ないということがあるのが現状かと思います。複数の法人からの出向ということも善し悪しがあり、あまりそこもうまく機能しているとも思われないのですが、これについても書かれているものを、どのように表現すればいいのか。

本来なら単費で出して、しっかりそこに人がいて、その人が必要だということが一番だとは思います。

○ＷＧ長　姫路では各法人から専門職が集まって相談機能を整備している所もありますが割とうまく機能しています。個人によるのでしょうか、よく分かりませんけれども。

○委員　いっているのですか。

○事務局　土地柄と違いますか。大阪は無理だと思います。複数の法人から人を出していただいて、指揮命令をどうするのかや、何かあったときの責任を誰が取るのかという発想が出てきますので。大分市の例で９法人、社会福祉法人が８つと医療法人、たぶん精神障がいを意識していたと思いますが、医療法人が１つ参画されています。

○ＷＧ長　ここであるのは、いろいろやり方があるのですよと捉えていただければ一番いいのですが。これは複数でやらなければいけなければいけないのですかと言われてしまうと、そうではない、結果として機能するのであれば方式にこだわるのではないという柔軟な姿勢が必要ですね。

○事務局　おっしゃるように大阪府で複数法人では無理だと思いますが、このような例があるということをお示しするか、最後にまたご相談させていただきたい。

○ＷＧ長　前段でおっしゃられた登録制で対応というのは、一度消して出しましょうか。と思いますが。

先ほどの委員のご意見にもありましたが、なかなか言ってこないというところに登録制でというゲートをイメージする文言になりますと、より浸透しないかもしれません。どうですか皆さん。財源はあとにしましょうか。これを絡ませるとあれなので、まず、機能の手法として大阪府の案を出していただいていますが。

○委員　方向はできていないのですが、アウトリーチ型にしていけば全然違うのです。相談を受けて、行ってあげられるかどうかというのはものすごく大きいので。

○事務局　緊急で相談を受けて動くというときに、新潟のりとるらいふさんは居宅介護の部分を使って給付金を積んで動いているという報告もあります。

○ＷＧ長　その部分は居宅介護として請求する。

○事務局　そうです。何か財源が変わる度にそのような工夫をされているという報告がありました。

○委員　動くと複数必要なのです。全然、財源が変わってくる。それをネットワークでつなげていくしかないとなると身近な作業所の人に動いてもらうと、結局、また戻ってしまいます。こちらが相談を受けても何もできていないことになると思っています。動かなければ本当に意味がない。

○ＷＧ長　手足という言い方は適切ではないですが、そこを持った相談支援事業所でなければ駄目だとしておかなければいけない。

○委員　そうなのです。

○ＷＧ長　その相談支援所の人はいかに非難を浴びても自分はドシッと構えておいて、かかってきた電話に対して少し報告を出してなどと采配をふるってくださいという位置づけでいてもらいたいと、そんな形に出していったほうがいいかもしれないですね。通常の委託相談の部分ではなく、例えばもう一人交流コーディネ-ターなり、その機能を持ち、かつ電話転送も含めて持ち、アウトリーチができる機能を持つということが、２４時間の相談対応で動くということですよと持っていけば。

○委員　理想なのですが。

○ＷＧ長　まずはこれでいきましょう。これで無理だという部分は消さなければ仕方がないですが、やはり絡めてしまうと絶対にゆがんでしまうのです。

どうですか。機能として２４時間対応で、たぶん最初は件数が挙がってこないと思います。それは覚悟していかなければいけないと思います。

○委員　難しいなということが実感といいますか、報酬のことも考えると、全然、どうしようもないですし、実際に２４時間、いわゆる日中間の時間帯で動かなければいけないような事柄は、実態はそれほどないのかと思います。ただ、そのようなものがあるというのはやはり安心なので。

ニーズ調査でいえば、重心の施設が必要とか、親亡き後の入所施設が必要というのはずっと言われてきていますが、本当にそうなのかと言われれば、そのような箱モノが必要なのかと言われれば、もしかすると、このようなものが整備されることで、それは本当に解決できるものなのかもしれない。施設をつくることにお金を出すのであれば、このような人の安心感といいますか、不安な気持ちに寄り添えるものをつくることで、何億とかかるものがそこらで済むのかと提案できれば、もう少し現実的ですかねという気がします。

○ＷＧ長　私が最後に言いたいと思っていたことです。本当にそれなのです。結果的にあれもない、これもない。だから我が子の将来を考えれば施設しかないということで、ぽんと施設に。施設が絶対悪いわけではないけれども、その施設の費用というのは、固定経費として永遠にといいますか、半永久的に流れてしまう。より以上には、本当に入所される児童や成人がその暮らしを最善として望んだものなのかという。

けれども、何かあればあそこの病院が受けてくれる。いつでも救急車が来てくれると思えるから、少々の病気があってもわれわれは在宅で暮らせるのと全く同じで理屈で、これが本当に空白の時間がこれだけあっても、そこに一見損とも思えることにぼんと投資することで、在宅の見解というものは違ってくるはずであるという。それを信じてやるしかこれはないのです。と私は思います。

○委員　やはり高齢化というのは、本当にそれでも一緒に住めるのかどうかという。いろいろそのような生活支援があるかどうかで、全然違ってくるというのは分かります。

あと２４時間相談で思うのは、１つは精神障がいの人のあれはどこまで受けるのかというか、本当にそこに依存してしまうと、ずっとそこにかけてくる人が出てくるという部分を、どのように振り分けられるのかというのは、やはりここで話題になると思います。

もう１つは、アウトリーチ型でいければ、本当はアウトリーチで欲しいのはグループホームなのです。グループホームで体調不良が出たときに誰が動けるのですかということが。常に４、５人みていますので、いないのです。その体制は法人で何とかやりくりしてということでやっていると。だから在宅という部分が出て、グループホームもとなれば、そのようなネットワークの中で支援できれば、本当は一番いいのでしょうが。

○ＷＧ長　支給決定を打っている事業所が、例えば１つだけであれば厳しいかもしれませんし、そこも含めてグループホームで少し１人が具合が悪くてかかっているときに、こちらの部分はどのようにするのといったときには、「派遣します」という体制は絶対持っておかなければいけないと思います。

○事務局　今、精神障がい者のお話が出たのですが、実はこのワーキングでご議論いただくのは、拠点の流れをつくってほしい、お願いしたい。突然、国から地域生活支援拠点の対象に精神も入れよということで言ってきているのですが、それは府には精神のワーキングがありますので、そちらで議論させていただきたいと思っています。たぶん、医療のほうのサービスが主に受け皿になりますので、福祉サービスも当然なのですが、そちらのほうで議論しようかと思っています。

○ＷＧ長　そこら辺の議論は、また大阪府で討論してもらったり、あるいは障がいの部分というのは地域包括ケアなど、そちらのほうもありますので。

○事務局　そちらにたぶん流れていくと思います。

○ＷＧ長　縦割りの部分なのだけれども、実は蓋を開けてみれば地域では一元化されていますとか、かぶっていますとかいうことがあれば一番いいと思います。

○事務局　ご覧いただいた資料４の手法の中で、こちらが提案しておいてあれなのですが、当直では駄目だと、夜勤を導入と書き足していますが、これは少し削除させてください。

　これも大分市なのですが、２４時間体制をどのようにするかと検討されて、労働基準法の面から少しチェックが入ったみたいで、どれだけの相談が予期されるか分からないので、最初から当直というのは無理だと釘を刺されて、やむなく夜勤にしたということだけみたいですので、少し手法から外させていただきます。

○ＷＧ長　どうするのだと市町村からの質問があった場合などは、そのようなものもありますということですね。

○事務局　そうです。

○ＷＧ長　ほか、いかがですか。例えばショートなどはかなり踏み込んだ部分があります。だから施設ありきのショートではなくて、要はその方の緊急の時間を出向くなりしてでもしっかり安全を見守る。そのためには、場合によっては一時待機場所をショートにしても使っていくという考え方、かなり踏み込んでいくわけです。

○委員　ただ、手法については、すごく細かいところまで書いてあり、これをどのように考えればいいのか。例えば、原則４８時間の利用とするという規制が必要なのかどうかとか、一日の緊急対応枠は２名としと、なぜ２名の枠だけにしているのかなど、少しその辺が分かりにくいですね。

○ＷＧ長　これはひょっとして、たぶんあれと違いますか。１カ所の短期入所でやっているモデル事業所が受けられるというイメージなのか。短期入所分といって組んでしまえば、特段外してもいいかもしれない。４８時間利用の議論は意見が分かれるところなのですが、最近よく言われているのは、短期入所もやはりレスパイトと緊急はしっかり分けて考えるべきとよく言われています。

ショートを連続して、結果的には入所と変わらない状況で詰まっている。その人のために緊急枠が取れないというのはおかしいということで、時間制限を何かの形で明示しなければどのようになるのですかというところがあるのかと読んだのですが、その辺はどうですか。

○事務局　ご議論いただきたいのは、このような時間枠をはめ込むことが適当かどうかということを、皆さんで議論していただきたい。

○ＷＧ長　豊中市は、このようなものは入れてないのですか。

○委員　入ってないと思います。ただ、聞いた中ではよその法人はやっているのですが、稼働率が半分くらいということだったので、入れていないような気がしますが、逆に空いていることが半分はあるということです。

○ＷＧ長　多いということですね。これもあとの話になるかもしれませんが、空きを確保してくれているということを、どのように報酬、その他で評価していくのか、いくべきなのかということも大事かもしれません。

○委員　緊急でと、本当に親が倒れて緊急で受けて、本当にずっとそのまま親は悪い状態でということであれば、長くずっとショートを利用しなければいけないという人もいるわけです。だから、それで入れられたら次どこかまたすぐ探さなければいけないのは、相当大変であることはあります。

○ＷＧ長　私は、むしろそのような状態であるからこそ、仮の住まいではなく、いったん緊急で避難して、４８時間かけて本当にこの人にとっていいところをつないでいくための４８時間と捉えてください、と言うほうがいいかもしれないと思います。

　これは意見ですが、この４８時間というのは、そのような意図ですということを明示できればいいかもしれないですが。

○委員　だから、そこのショートはそのようなショートなのかという位置づけでしょうね、きっと。

○ＷＧ長　つないでいくための、でも、絶対に満杯だからといって断れませんということが、この緊急という意味だと明示していったほうがいいかもしれない。

○委員　でも、もう一つ拠点機能で、体験入居の場であるべきみたいなことを国が出していますが、あれがなかなかつくりにくいのですが、体験入居であれば、もう少し長い期間担ってくるわけです。だから相反するのです。

緊急で枠をつくりなさいと。あと体験入居の場所もつくりなさいという。長いものはないのです。グループホームで体験はできるのですが、なかなかそのような枠も、今はグループホームがいっぱいで入れないですし、だからニーズという部分でいっても、体験したいというニーズもあるのは確かですので、緊急ばかりでなくて。

○ＷＧ長　国が言っていることのうち、私は違和感を覚える個所があります。それは何かといえば、本当に自宅から離れるとなると、それが施設であってもグループホームであっても、相当な決断だと思います。それを体験でグループホームを活用しますかというのは、何か違うというか、ぎりぎりまで離れたくないという人の願いを自宅でどれだけ受け止めるかをまず考えるべきではないかという気もするのですが。

○委員　慣れていくというのは必要だと思います。家以外のところで泊まっていく。それは２、３日ではなくもう少し長い期間でということも、必要は必要なのだというのはあります。

○ＷＧ長　難しいですね。私は、チャレンジはあくまで日中の場の体験等で増やすべきかという勝手な思いがありましたもので。

○事務局　それを拠点に求めるというのは少し違う気もします。

○委員　そうですね。やはり緊急のほうをメインで考えたほうが。

○事務局　拠点施設だけでなく、それはほかの拠点以外の施設もあるべきだと思います。拠点にかぶせるのは、負担をかけるだけだと思います。

○ＷＧ長　これを見る限り重度化・高齢化に対応できるグループホームといいますと、ここにお示しいただいているように、やはり看護師といいますか、このような職種の配置が必須ですし、次に高齢化ということを考えると、将来のグループホームなのか、老人を受け入れるべきかというのは見ていってほしいですね。

　委員の財源はこのあとの議論になるのですが、これはどうなのだろうというような、この文言はきつい、あるいは制約されるとかいうところはございませんか。

○委員　今のところはないといいますか、実際、今、平成２９年度までの計画期間に、地域生活支援拠点は、市が始めなければいけないと。市なり圏域なりという形で、もうあと１年少しという期間で、前回も言わせてもらったのですが、財源という部分はかなりあるのかなと。その中で富田林もそうなのですが、近隣の何市かと一緒に話をさせてもらった。各市の弱いところは一体何ですかという部分で、何日か前に話をしたのですが、やはり緊急の一時期の居室の確保というのは、市としてもやはり必要と感じています。去年なのですが、富田林でも母さんが病気のため、病院へ行くので、今後子どもを市役所で預かってくださいということががありました。実際は、それでうちの基幹相談と市の職員と３０カ所ほど事業所にいろいろ当たってという状況でした。その子は少し行動障がいだったのですが、１週間くらいならお受けしますということで、いけたのですが、その子どもが３日目でソファーを投げてぶつけてしまって、「うちではみられません」という形で、また、次を探さなければならないという状況でした。

　そのようなことからも、どうしても緊急の部分というのは必要かということはありますので、そこの部分で近隣市町とも話をして、共同でそこの部分の財源確保ができるのかどうかということを、話を進めているような状況なのです。ただ、それを言って、近隣市町にはどれぐらいですかということを、この８月ぐらいで答えをもらう予定ではあるのですが、どうしても財源の部分があるのかと。

同じく先ほどから出ていますコーディネーターという部分で、要はどれだけしてもらえるのかという形というのは、考えてもらわなくてはいけない。実際、２４時間というのは必要な部分がありますので、ただ、基幹の一般の相談支援もありますので、日中についてはそこがやって、コーディネーターは、５時から次の朝の９時までという形で。ただ、あとその部分で先ほどから出ていました何をしてもらうのだという部分が、まだうちは市としてもこのような部分をやってくださいということがきちんとお伝えできていないというところです。そのような現状で、なかなか。

○ＷＧ長　複数の市町間で課題を共有して検討していることは、非常にいいことだと思いますが。

○委員　先ほどの体験の場という部分で、近隣の市と何年かやっているのです。富田林や他市で。ただ、その部分について市単独の委託でやっているのですが、委託先事業者は事業をやりながら少ししんどいと。お金の部分ですが、しんどいという話も出てきている中で、今後どのようにしていくのかということも含め、いろいろそこでコーディネーターをつけて体験の場もやってもらって云々で、どれくらいだとかそのような話になっていますが、という状況です。このような体験の場も実際に何日間か体験してグループホームに行かれた方もいらっしゃいますし、ただ、半分くらいはレスパイトという部分で来られているという実情としてありますので、そこの部分も来年度以降きちんと分けて、これに絡めてやっていかなければいけないのかと今は思っています。皆さんで協議をしているところです。

○ＷＧ長　何を体験しようとしているのかという部分が、親御さんなりご本人に寄り添うような相談が必要かと思います。あとは、これは逆に私から大阪府にもお願いしたいのですが、例えばこのような事業を、よし、市として検討してやっていこうといったときに、最終的に財源の問題も全く度外視できないと思いますので、では、地域をまたがったり、緊急性という生命に一番直結するような部分を整備していこうとしたときの呼び水といいましょうか。そのようなものを府内で、できれば検討していただければと思います。

　特に空いている部分への投資といいますか。安全への投資という部分などは、できれば議論していただいて、一つとしては随伴補助していってあげますよなどということも出てくれば、また、時期等も早まる可能性もありますので、少しそれは府内でご検討いただければと思います。ほか、いかがですか。

○委員　少し思ったのですが、短期入所の、その事業所の数だけではなく、それこそ市によってどのような形の短期入所の事業所があるか、入所施設の中の利用者と同じ部屋なのか、短期入所だけの一人ひとり自立した部屋をつくっているところであるとか、いろいろだと思います。

そもそも、新たにこの拠点を始めるに当たって、今ある事業所の短期というものと、もしかすると自分のところでこのようなことをやりたいのですという、新たに乗り出す事業所もあるのではないかというときに、では市が、どこなのか分かりませんが、うちの市では公共の居室のとか、このような方を重度の方で先ほどの行動障がいと言っていましたが、何かそのような方を支えられるところはどこなのかとかいう。そのような選択ができるということが理想だと思います。

取りあえず空いているところに、それこそ１日とかであれば、緊急なのでということで可能なのかもしれないですが。ただ、そのときにやはり緊急の場合というのは長期に及ぶことも多かったりしますので、本当に次の場所に選択肢ができるぐらいの何か、今ショートは結構空いているところが多いと聞きますので、少し反対のことを言っているのですが、でも、何か選べるショートの事業所というのは一つ必要なのかと思っています。

○ＷＧ長　参考になるかどうか分かりませんが、兵庫県の北播磨圏域というところがありまして、そこは５市１町合わせても人口が２４、５万ぐらいの１市、４、５万みたいな圏域なのですが、そこの５つか６つぐらいの相談支援所の支援員が、自立支援協議会の部会をつくっているのですが、相談支援専門員がその圏域内の全事業所のマップをつくって公開しています。

それはかなり濃い情報で写真もついていれば、このようなことをやっています、このようなことを受け入れますと。相談支援専門員たちが本当に動いて足で情報を稼げば、かなり分かりやすい情報は集約できます。そのことと緊急性とは別に、絶対に断りませんというところを、その圏域で１つないし２つは持っておきましょうということを、分けて考えていってもいいかもしれませんね。

ほか、いかがですか。現時点では、当該市町村の独自予算といってうたいつつ、少し水面下でのご検討をと思います。どこを例えばできるのか、あるいは技術的助言としてはこれが出来るとかいうことも、将来的に出していただければと思います。ほか、いかがですか。

　逆に課題のところでいえば、２００人確保しなければあかんといって、逆に出してしまうと、それは無理だという話になります。逆にいえば、当然、赤字が出ますということを、むしろ明示してもいいのではと違いますか。これだけの持ち出しを自治体で覚悟してくださいということも、一つの手かもしれませんが。

○事務局　毎年、秋に厚生労働省に対して要望書を渡すだけではなく、膝詰めで議論をする機会を大阪府は持っているのです。

　去年、その当時分かり得たこととして問題点をかなり挙げました。やはり財源が上がっています。拠点として看板を上げる限りは、現行報酬の枠組みとは別に何らかの加算をしなければ、インセンティブ渡りませんという、ふわっとした言い方をしたのですが、今年はこの辺りをもろに突きつけようかということが僕らのもくろみですので、２００人ということがいいのかどうか、また考えますが、現在、大阪で地域定着支援を受けている人は、府下全部で６００人しかいないのです。ということは、６００人というのは３事業所でしか回らないという話になります。

それだけの支給決定しかされない。逆にいえば、それだけ利用価値が低い。本当は使いたいのだけれども手間がかかるとかいうことで、地域移行支援と同じです。たぶん地域定着支援も同じように手間がかかって、その割に費用が少ないからということで見過ごされている状況ですので、そこを何とか変えなければどうしようもないです。これがセーフティネットというには恥ずかしすぎるような金額でしかない。

○ＷＧ長　逆にあれでしたら、課題を挙げて分かってもらえますよねと。これは無理なのですよと言うためのものをつくればいい。

○事務局　少し今、考えているのは、国が堂々と「そんなこと分かっています」と言うのではないかと。これだけで相談支援事業所が回るとは考えていません。ほかの業務をやりながらということだと思いますが、そのままではないと思います。

○ＷＧ長　そうですよね。

○事務局　今回、試算を提示させてもらったのは、ショートもしかりですし、グループホームもしかりです。グループホームもこれからは重度化・高齢化をしっかり受け止めてもらわなければ、僕らがいくら地域へ出て行ってくださいと精神科病院や施設に働きかけても、受け皿がなければ何にもなりませんので、そのためにはやはりこのような手立てが必要ですし、きちんと申し上げなければいけません。

○ＷＧ長　試行とすれば、在宅からのグループホームではなくて、施設から高齢期をゆったりと過ごしていただくといったときのグループホームや、そこに一定期間の訓練等が集中的に必要な若い方が施設に入所されたというように絵を描きますよということですよね。ただし身体障がいの場合は、なかなかどのようにすればいいのですか。身体障がい者の方の高齢化への対応といえば、どのようなことが考えられますか。

○委員　そうですね。やはり医療的な部分がネックになるかと思います。緊急時にぱっと行く。受け入れたいのですが、いろいろな疾病があり、本当に安全に過ごしてもらえるのかと考えますと、いろいろ病気を重複されている方がいますので、その辺で看護師の部分がネックになるといいますか、課題かと思います。

○ＷＧ長　療養介護事業所は大阪府下に少ないのですか。兵庫県は今回、西の端にできるマリア病院といいますか、医療型の療養介護の部分ができて、そこでは入所だけでなく、重心のグループホームや在宅支援もやっていきますみたいなことを掲げていましたが。

○委員　知的障がいと身体障がい、今年も大阪府の予算要求のときも言ったのですが、看護師の配置というのは、障がい者施設で１人、入所施設では配置しなさいとなっています。知的障がい者の施設は何とかそれでやりくりしているところも多いのですが、身体障がい者の場合は、やはり４、５人、もっとたくさん看護師を配置しなければ安全に生活していただけないということが現実なので、そこらを毎年、大阪府に要望して、たぶん相手にされていないと思いますが、取りあえずは出し続けようと思っています。

○ＷＧ長　逆に少しお伺いしたいのですが、高齢化とある程度医療が関係するならば、当然、要望は要望として、一方でご高齢の方が望むならば地域の高齢のほうに移って、それでグループホームかつ医療的ケアという部分を進めていくと、今、５名でアップアップ状態なのが、仮に今よりも軽減されるとかいうことは期待されているのですか。

○委員　そうです。はい。

○ＷＧ長　そうですか。財源の問題についても施設でどんと固定で出ていくほうがいいのか、それプラスここに投資することで、トータルでいえば市の予算で、ひょっとすれば変わらないかもしれないこともありますね。

時間もあれしていますが、いかがですか。今、文言で少し修正しましょうかというところもありましたが、ほかにこのようなアイディアがありますとか、追加でこれも消しておいたほうがいいというものはありますか。

○委員　課題の欄の書き方の部分は分かっていますが、手法の部分で、グループホームの看護師の加算の部分をここまで具体的に例示が必要なのかと。看護師の配置加算があればという。

○事務局　はい。この資料は全面的に見直しをします。科研なり、国が平成２７年度のモデル事業で取り組まれた市の具体的な例も落とし込んでしまっていますので、それと委員のところの看護師さんもそうですが。そうではなくて、手法として考えられる術として、こういったもの、ああいったものという感じに少し列挙して変えさせていただきます。

○ＷＧ長　特に手法なんていうところなどは、アイディアの出しどころだと思いますので、こんなものもありますということがあれば。

○委員　先ほどの身体障がい者の方というのは、グループホーム、つくる側からいえばかなり大変なので、１軒家を借りても、なかなか車いすの人が一人そこに住めば何とかなるのですが、それが４、５人とも身体障がい者の方だと、もう廊下の幅自体が全然違いますので行き交えない。ということは、つくらなければいけないわけです。建てなければいけないということが一番大きい課題になるのです。

もう１つは、行動障がいの人たちの受入が本当に難しい。そこは個別の配慮が必要で、今回の拠点でも防音設備は整えたのです。そのような、最低限そこはというところでも必要であったり、これは手法で別に載せる必要はないですが、やはり自分たちで建てられないときには、大家さんに建ててもらってそれを借りるという方法を、今、いろいろなところでやり始めていますので、それに対しての何か支援というか、何かもう少し考えていただければ、なかなか建設費補助は出ないじゃないですか。

逆に地域では土地が余っているのです。家主さんは固定資産税を払わなければならないから何かをやる。グループホームを３０年やれば、それほど利回りが良くなくてもやるというのが、最近出だしているのです。

○事務局　農地の制限があるところや、そのようなところの税金対策といえば悪いのですが、そのような形で動かれていますので、一部の民間会社などは結構プランを持って回っています。

○委員　回っていますね。

○ＷＧ長　サービス付高齢者向け住宅ではなく、いよいよ障がいにも関心を示し始めてくれているのですね。

○事務局　パッケージでグループホームを建てて、その土地だけを３０年間で回収するという。

○ＷＧ長　そこら辺はどうなのですか。私らが昔やっていたときは、イニシャルコストは比較的予算がつきやすかったのですが。

○委員　ランニングコストが絞られてくる。

○ＷＧ長　投資的な部分を一発きりで、ばんと主要設備はいくらでもつけてやると昔は言われたのですが。

○委員　つけてくれないですよね。何かいろいろ初度調弁なども前はあったりして、それがどんどん削られていますから。

○事務局　初度調弁など、結構、フルラインナップであったのですがなくなりました。今ははっきり言って、一部の民間会社や、そのような大きなデペロッパーの話なのですが、役所としては非常に推しにくい。

というのは、大手のしっかりした企業が取り組まれている部分であれば、安心して何とかご紹介とかできるのですが、中にはそうではないところがやられるケースもありますので、その場合の責任と言われますと、大阪府としてはなかなかご紹介もできないですし、ＰＲもできないというジレンマはあります。

○委員　でも、横浜市ではグループホームで、私たちが建てるのではなく建設会社が建てるものを、市で単費補助を出しているというのは聞いたことがあります。

○ＷＧ長　ああ、そうですか。

○委員　はい。何かそこの制限はあるのでしょうけどね。

○ＷＧ長　民間の土地が余っていることイコール市でも土地が余っているということはありますね。昔、先行取得していた土地開発公社が持っている一等地なんていうのは、結構塩漬けになっているところもありますから。そこを、例えば西宮であればそこを無償だったか貸与して建ててもらいましょうと。建てるのはあなたのお金ですよと。土地から用意するよりはるかに安いというような手法はありますが、

はい。ほか、どうですか。ひとまずこのような個別方策でアイディアの部分ですので、ほかにこのようなことをやっていますというようなことがあれば、また、お帰りいただいたあとで事務局にでも伝えいただいて、今、削除した文言以外で少しこれは気になるというものは大丈夫ですか。よろしいですか。はい。

　それでは、いったん、これで議題（１）（２）は終わりますが、併せてもう一度イメージ図も含めて少し気になる点などございましたら、ご意見頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員　少しすみません。イメージ図なのですが、青壮年期・高齢期という分け方をしている部分が少し気になって。まず、幼年期はここに入れないのですか。幼少、学齢期であるとか、そこから地域生活は始まっていますので、生まれたときからの部分はあると思います。法律が違うと言えば違うのですが。

○ＷＧ長　どうしましょう。私自身は、むしろ児童期は、障がいの有無を最優先するのではなく、子どもは子どもだということが当たり前だと考えています。現実はそのようなことはないというのは重々承知の上で、障がい児である以前に、まず子どもとして共生の場がある。というのは、障がい者の地域生活移行とは別に、児童福祉担当課が障がいのある人は子どもの育ちを、責任を持ってやるという、いい意味で障がい福祉課が児童福祉課へ突き返すべきかと思ったのですが、だめですか。

○委員　いえ、そこでしっかり練っていただけるのであれば、それはそれでいいのですが、ないというのは困るなと思ったのです。

○事務局　学齢期ですか。

○委員　学齢期です。その前から含めて、必要なことは必要なのです。地域生活をしていく上ではどのようにしていくのだと。

○ＷＧ長　そうですね。

○事務局　大阪府の組織では、どちらの切り口でいくのかということは整理できていないです。子どもという切り口か障がいという。今現実は「障がい児」というくくりで私どもの障がい室のエリアに入っています。業務的には、所管から違わない、そこは整理します。

○ＷＧ長　ワーキングの要望をどのようにするのかということも、もしご意見があれば。私個人としては、いい意味で、「それは子どもでしょう」ということで、今、要保護児童対策地域協議会でも、実際、障がいも扱っている地域もあれば、障がいが少しかすっただけで、要保護児童対策地域協議会は相手にすらしてくれない地域もありますが。

一方で、子どもはまず子どもやろうという形で、成人のほうにきちんとつなげていきなさいといって突き放している地域はやはりあります。

どうしますか。児童も考えていくべきだとワーキングで言っておきますか。僕は少し兵庫県人なのであまり言い過ぎたらあかんと思いますので、皆さん方で。

○委員　考えなくてもいいと思いますが。そこが抜けているというか、書いていないというのは、例えば就学前であれば障がい児になるというか、サービスというか、学校が関わってくるので、何となく学齢期というのがなくて、１８歳卒業しますというところから、障がい施策というものが突然青年期みたいなところで始まりますので。だからそのような時期もあるというのが。

○ＷＧ長　ありますよね、本当に。突き放しているところがどのように言っているのかといえば、主張のできる障がい「者」となるための子どもの間の部分を、子どもの世界で完結してしっかりと育ててください。支援してくださいと。それは児童担当課が主になってくださいというところがあります。

○委員　そこまでやってくれたらいいと思います。しっかりやってもらえれば。

○ＷＧ長　では、どうしましょうか。はい。どうぞ。

○事務局　すみません。また縦割りとのご批判を受けるかもしれませんが、このワーキングは障がい者自立支援協議会という中の部会のワーキングですので、守備範囲は、総合支援法なのです。確かに子どもの分野には別の審議会がございます。子ども施策審議会などが、そちらのほうでご意見をいただくことなのかという気がしますが、指導はしっかりいたします。違和感を感じられている方もいらっしゃいますので、特にこのような絵にしますとどうなのかというところで、それも含めてどのようにするのか、また、お答えを返させていただきます。

○ＷＧ長　たぶん委員のおっしゃったことは想定質問で挙がってくると思いますので、この答えだけ用意しておかなければいけないと思います。いい意味で書いてないですとか、あるいはここで議論するのですという話を。

ほか、よろしいですか。

○

　高齢期のところ、短期入所の事業所群とあと生活介護系のところで、その矢印がしっかりと老人介護のほうに向いていますということで、これだと、これしか選択肢がないみたいになってしまうのかと。

○ＷＧ長　そうですね。何か必ず一個とか、「必ず」という言葉が入ってしまわないようにしなければいけないかもしれませんね。私のイメージはどちらかといえば、障がいへの支援よりも相当に介護ニーズ等がもし高くなってくるようであれば、そちらへの移行も地域包括と相談しながらやってくださいねというイメージで捉えています。

ただ、読む人によっては、ひょっとすると、これは機械的に移行なのかと思う方も。どこかに※印をして、移行は必ずしもではありませんと、注釈をしておけばよかったかもしれませんね。すみません。もしくは、移行ではなく、自宅と共同生活で要検討と書いてある「要検討」かもしれません。そこは少しお任せしましょうか。

ほか、いかがですか。会議が始まる前にどうかなということで始まったと思いますが、どうでしょう。動かせたいのですが、単なる報告書で終わらせたくないのですが。前に行かせたいのですが、どうでしょう、行きますか。本当にやるのであればやりましょうよ。施設が悪いということではなく、ぎりぎりまで地域で過ごしたいという人を受け止めませんか。

○委員　青壮年期は自宅だけを書いていますが、これ共同生活は省いているのは何か意味があるのですか。

○ＷＧ長　これは僕が少しリクエストしたのです。「可能な限り自宅を」ということでで、ただ、それが全く入ってないということであれば付け加えてもいいのですが。

これは思いなのです。若いときは必ず親御さんなり、あるいはグループホームではなくご自身のというのが、その人の願いとして本当はどうなのというか、安全・安心のためにグループホームに移るというのはありですが、それは安全・安心だから移るのであって、そちらのほうが豊かな暮らしができるから移るというのでは違うのではないかと思ったもので、消しているのですが。

○委員　私の個人的な部分でいいますと、今は、シェアハウス等も割と一般化されていますし、私自身が本当に独り住まいをしたいのかといえば、何か好きな人と一緒に、好きな人というか、夫婦でなくても、友達同士で一緒に住むというのも、一般的な形でもあるのかなと思うのです。

それが、障がいがあるから集団にさせられているというのは、実際にもそのような例もありますが、やはり集団で住むことでもいいようには思います。だから独り住まいだけでは、何か家から離れることを前提で考えたときに、それだと独り住まいだけになります。だったら共同生活というのは、私は選択肢としてあってもいいとは思います。分かり合いながら。

○ＷＧ長　その共同生活というものと、サービスとしての共同生活援助というのは、私などは少し分けていたのです。シェアハウスもそれはありですし、誰かと一緒に住むこともありですし、それはあくまで私のイメージとしては自宅なのです。というイメージだったのですが、では、これは違うだろうということは当然ありますので、共同生活をやはり入れておいたほうが。

○委員　一般的と思います。

○ＷＧ長　では、これは入れておきましょう。

○委員　共同生活でグループホームでということですね。

○ＷＧ長　そうです。グループホームを含んでいると思います。

○事務局　自宅というものを止めて「住まい」に。

○ＷＧ長　住まいです。

○事務局　そのような扱いであれば自宅であっても。

○ＷＧ長　そうしましょうか。そこは私もこだわりません。動いて何ぼだと思っていますので。

○事務局　先ほどの富田林の西野課長が言われたような、うちが基盤のワーキングを動かせて、拠点を大阪府がやり出したという情報が、結構、伝わっているとことがありまして、市町村でも、うちも動かなければといって、動きかけているところもあります。

○ＷＧ長　そうなんですか。

○事務局　どこから聞いたのか、団体から聞いたのか、どこか分かりませんが。

○ＷＧ長　とてもいい傾向だと思います。

○事務局　有り難いです。

○ＷＧ長　はい。それでは、先ほどの「住まい」も含めて同じことなのですが、お気づきになる点がございましたら、大阪府に投げていただいて。

基本的には、今日出た意見でいったんコンプリートしていって、次に親会に挙げていく資料をつくり、それを確認しということで進めさせていただいてよろしいですか。はい。情報になりますが、その他で、事務局から追加等ございませんでしょうか。

○事務局　次回の予定なのですが、事務局で調整させていただきまして、９月６日なのですが、皆様いかがでしょうか。今のところ午前、午後は決まってないのですが。

○委員　午後のほうがいいです。

○事務局　午後のほうが。ほかの委員はいかがでしょうか。

○委員　９月に入りましたら議会がありますので、質問等の状況により参加できない可能性があります。また、精神のWGのほうは、より厳しいかもしれません。

○事務局　精神ＷＧは１３日なので。

○委員　そうです。13日は、本会議の初日で、１０月も決算委員会があるので、状況を見ると厳しいかと。

○事務局　取りあえず９月６日の午後で。

○ＷＧ長　お忙しいので、ご欠席という場合もあるかもしれませんが、その場合は遠慮なく書面等で言いたいことを言っていただければと思います。よく当事者の意見を決めないでと言われますが、逆に市町村のご意見抜きに進められませんので、遠慮なくおっしゃってくださいね。

○事務局　９月６日の午後で、よろしくお願いします。

○ＷＧ長　それでは、私のほうは終わりましたので、事務局に議事をお返ししたいと思います。

○事務局　次回の日程も決まりましたので、以上をもちまして、「平成２８年度第２回大阪府障がい者自立支援協議会　地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループ」を終了いたします。委員の皆様、本日はお忙しいところありがとうございました。

　（終了）